

平成24年12月 定例会（第4回）会議録（抜粋）

◆24番（小川利枝子君） 皆様、おはようございます。

通告に従い、一般質問いたします。

本日は、私自身、仮庁舎での初めての一般質問となります。住めば都ということわざがあるように、スタートまでにさまざまな議論や不安があったこの仮庁舎も、今は落ち着いた感が漂っております。確かに、市民や職員の皆様にとって、決して最良の状況ではございません。窓口が分散している、駐車場が遠いなど、不便さを指摘することは幾らでもございます。しかし、仮であると割り切ってしまうえば我慢もでき、その我慢が苦もなくてきているのは、これまで同様の行政サービスが維持できたからだと思えます。そして、仮庁舎であっても行政サービスに支障を来さなかったのは、まさに人、職員の皆様によるところが大きいと評価させていただきます。

行政としては、まれと言ってもよい引越越し、休むことを許されない執務、これらが無事完遂できたのは、職員の皆様の汗のたまもでございます。私は、このたびの引越越しを通じ、公共施設の再編、財政の健全化、事務の改善など、さまざまな懸案が目の前にはございますが、職員の皆様は決してひるむことなくベストを尽くし、解決の道筋を見出していくものと期待をいたしております。

さて、今回の一般質問は、大きく分けて4項目でございます。行政事務のハード面かソフト面かといえ、いずれもソフト面であり、職員の皆様の努力や熱意に委ねられていると言っても過言ではございません。人がいかに重要か、そのことをぜひ念頭に置いていただき御答弁いただきたいと思えます。

それでは、質問の要旨に移ります。

質問の1点目は、習志野市次世代育成支援対策行動計画についてお尋ねいたします。

最初に、最近における本市の子育て支援はどうなっているのでしょうか。こども部を立ち上げ、子育て日本一をスローガンとしたあの勢いは、今、全く感じられません。率直に申し上げますと、まるで打ち上げ花火であったのではと疑問すら感じてまいります。なぜ私がこのような耳ざわりなことを申し上げるのか、そのことを端的に示すのが今回の一般質問ではないでしょうか。これまでも質問数が徐々に減少していることは指摘してまいりました。確かに、質問する側である議員にも考えるべき点はございます。しかし、それ以上に、市民に心に響く施策展開がなされていない行政側の問題も大きいかと思えます。市民は子育て支援に期待をかけております。子どもをめぐる子育て環境の変化を正視眼で受けとめ、複雑かつ多様化するニーズに早急に応えていかねばなりません。子どもの成長は待たなしでございます。

そこで、今回は次年度本市の子育て施策の根幹をなす習志野市次世代育成支援対策行動計画のステップアップに直結すると思われる子どもの満足度調査の実施を予定しておりますが、その目的などについてお伺いいたします。

質問の2点目は、ひまわり発達相談センターについてでございます。

本市の福祉の拠点として長きにわたり市民に周知されてきた秋津の総合福祉ゾーンの最後の施設、そして最後の直営指導機関として建設されたひまわり発達相談センターも、開設して、はや8カ月が過ぎました。私どもは、障がいをお持ちのお子さんやその指導者だけでなく、子育てに悩む家族や支援方法を模索する指導者などが発達に関して身近に、かつ実践的に相談できる機関として大いに期待をいたしております。

しかし、いわゆる出先機関の場合、立ち上げまでの熱意が持続せず、開設することで達成感を満足させてしまうことが少なくございません。それではいけません。これからが重要でございます。施設の機能や職員の能力を十分に生かし、期待どおりに、さらに期待以上にしていくためには、現状把握と前向きな反省が不可欠であると考えます。

実のところ、利用者の評価はまずまずの手応えがあると感じておりますが、福祉や教育現場の評価については、どのような事業を行っているのか知らないといった声を含め、いま一つであるように伺っております。そこで、これまでの実績と今後のモニタリングについてどのような見解をお持ちかお伺いいたします。

質問の3点目は、特別支援教育についてでございます。

先週、11月30日、谷津南小学校で第11回習志野市特別支援教育振興大会が開催されたことを保護者から伺いました。詳細までは伺うことはできませんでしたが、特別支援学級を設置していない学校で特別支援に係る大会を開催する、これこそソーシャルインクルージョンの具現化に向けた手法の一つであり、さらなる展開を望むところでございます。しかし、その反面、まだまだ本市の特別支援教育に対する理解に対して疑問符を投げかける保護者も少なくございません。

発達障がいをお持ちのお子さんは、周囲からは目に見えない困難を抱えております。そのため、人の何倍もの生きづらさ、生活しづらさなど、さまざまな思いを抱えながら、お子さんはもちろん、親御さんも本当によく頑張っていると実感いたしております。特別支援教育とは、その子どもにとっての自立とは何か、将来を見据えて今何ができるのか、一緒に考え、その能力に合った適切な教育的支援を行う場でございます。問題は、その能力に見合った支援、指導が実践されているかでございます。例えば、まだまだできる子どもに対して、この子にはできないだろう、これぐらいまでできれば十分と線引きされてしまう。そうではなく、本人のできることをふやしていく、その観点がまさに個別の支援計画であり、個別の教育支援計画でございます。そして、保護者がそれゆえに専門的観点を求めるのでございます。私は、これまでこの議場の場で一般質問や市民の請願を通じて本市の特別支援教育のあり方について具体的に提案をし、いずれも前向きな回答をいただいております。

そこで、あと4カ月で次年度を迎える今、まだ明確にはなっていないとは思いますが、1学校1特別支援学級、特別支援学級への専門教員の配置、特別支援学級、特別支援学校分室の設置の3点について、それぞれの進捗状況をお伺いいたします。

最後、質問の4点目は、債権管理についてでございます。

一昨日の総括質疑、そして昨日の一般質問においても、さまざまな質疑がなされたところであり、それだけ関心の高い、かつ重要な行政案件であろうと判断いたします。債権管理は本市の財政健全化にとって不可欠でございます。また、視点を市民に移せば、納付の公平性を維持するだけでなく、生活再建への手法ともなり得るものであると考えます。

そこで、なぜ習志野市債権管理条例を制定する必要があるのかといった前置きについては既に十分な説明がなされておりますことから、私は観点を変えて、今後、本条例の趣旨を全うし、本市の債権管理の充実を図るに当たって、どのような事務分掌で、また、どのような組織と人員で臨もうとしているのかお伺いいたします。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

◎市長(宮本泰介君) おはようございます。

きょうも一般質問、よろしくお願いいたします。

初めに、仮庁舎の件で御評価いただきまして、まことにありがとうございます。手前の話ですけれども、私も全く同感でして、本当にこの仮庁舎の引っ越しに関しては大変な労力がかかったわけでありましてけれども、職員一同の努力というのは私も本当に実感をしている次第でございます。これからもしっかりと取り組みます。

さて、一般質問にお答えしてまいります。3番目の特別支援教育につきましては、教育長から答弁いたします。

1番目、次世代育成支援対策行動計画についてお答えいたします。

子どもの満足度調査の実施目的について、まずお答えいたします。

現在の習志野市次世代育成支援対策行動計画は、平成17年度から26年度までの10年度を前期・後期に分け、子どもが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができるまちづくりを目指して、これまで100を超えるさまざまな事業を実施してまいりました。

当該計画における事業は、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化に鑑み、さまざまな状況に迅速かつ積極的に対応しようとするものであり、前期計画では特に子どもや子育て家庭を支援するための施設整備や体制整備を行い、また後期計画では家庭や地域における教育力の向上や虐待防止、発達支援などへの取り組みを充実することとし、心の通う細やかな支援を主眼にした事業を実施しております。このようなきめ細やかな支援を行うためには、支援の主体である市民の皆様の声や実態を理解していることが重要であります。そこで、昨年、習志野市子どもの発育・発達支援に関するアンケート調査を実施し、幼児期後期の子どもを持つ保護者の皆様の思いや、必要だと考える支援について貴重な御意見をいただくことができました。

御質問の子どもの満足度調査であります。昨年、次世代育成支援協議会より、子ども自身の声や思いを調査し、計画の見直しや次期計画策定に反映させる必要があるのではとの御意見をいただいたことから、平成25年度に小学5年生、中学2年生及び高校2年生の児童・生徒全員を対象としたアンケート及びインタビュー調査の実施を検討しております。また、調査の実施に当たり、その実施体制や内容などについて検討するために、小学5年生及び中学2年生については、市内3つの小学校及び中学校でそれぞれ各1クラスずつ、また高校2年生につきましては習志野高校の生徒を対象に、今年度中にプレ調査を実施いたします。

なお、実施の時期につきましては、アンケート調査は先月実施したところであります。インタビュー調査は今月中にも実施する予定であります。

いずれにいたしましても、本計画も後半に差しかかり、集大成の時期に入っていることから、本市の次代を担う全ての子どもたちの育ちと子育て家庭への支援のあり方について、子ども自身や保護者の声に真摯に耳を傾け、心に寄り添い、本市ならではの次期計画につなげてまいりたいと考えております。

次に、ひまわり発達相談センターについてお答えいたします。

本市の子育て支援の拠点として、この4月に開設いたしましたひまわり発達相談センターは、多様な専門職の視点を生かし、子どもの地域生活を支える関係部署と連携しながら、市民の皆様に気軽に御利用いただける環境づくりと、その活用に関する周知・啓発を行いつつ、相談・支援の事

業を展開してまいりました。

その結果、平成24年10月末現在でセンターに来所されて相談や指導を受けられた子どもの実人数は、乳幼児が208名、就学児が51名、合計259名となっております。延べ人数については、乳幼児が2,590名、就学児が88名で、合計2,678名となっており、特に就学児の相談が増加してきている傾向にあります。また、センターから地域の保育所、幼稚園、こども園等に直接出向き、子どもの指導に携わる支援者や保護者に助言等を行う巡回相談事業につきましては、10月末現在で35カ所の施設に対し、延べ108回の訪問を実施いたしました。その中で、実人数で152名、延べ人数176名の子どもへの対応の仕方について、保育所等職員に助言を行うとともに、実人数43名、延べ人数45名の保護者からの御相談に応じてまいりました。さらに、地域の保育、教育等の現場で子どもたちの発達支援にかかわっている職員の能力、技術の向上を目指す発達支援基礎研修や理論研修を開催し、11月末までに実人数193名、延べ人数299名の受講がありました。

これらの実績に対する内外からの評価について申し上げますと、まず学校教育関係者からは乳幼児期から就学時に向けた支援の継続性という点できめ細かい連携、協力関係を求める意見が多い状況にあります。次に、幼児教育・保育関係からは、巡回相談の実施等によりセンターの専門職との連携がとりやすくなってきているとの意見や、センターが主催する研修事業を通じてさまざまな専門職による見立てや技術をもっと学びたいという意見があります。また、学識経験者からなる発達支援システム運用協議会からは、その前身の発達支援システム等検討協議会がまとめた報告書に基づき、センターの運営がおおむね順調になされているとの評価をいただいているところであります。

一方、センターを御利用いただいている子どもの保護者には、年度末までにアンケート調査を実施して評価をしていただくことも予定しており、今後もセンターへの活用に関する周知・啓発を行うとともに、関係機関との連携の強化に努め、相談支援事業を展開してまいります。さらに、ひまわり発達相談センターの設置目的であるところの発達に課題のある子どもの意思と権利が尊重され、保護者の子育ての負担が軽減されて、子どもと保護者が地域で安心して生活できる社会の実現のためには、利用者自身や保護者の御意見を本市の発達支援施策の方向性にしっかりと反映させていく必要があります。

そこで、来年度には子どもの保護者や関係者、地域の代表の方及び学識経験者等からなるセンターの評価委員会を立ち上げ、本市が目指すソーシャルインクルージョン、すなわち社会的包容力のある地域福祉社会におけるセンターの役割についての評価を行うとともに、市民、行政あるいは子どもたちの地域生活を支える関係者それぞれが協働しつつ果たすべき役割について十分に議論してまいります。

次の大きな3番目、特別支援教育については、教育長が答弁いたします。

最後、4番目、債権管理について、平成25年4月1日設置予定の(仮称)債権管理課に関する組織体制及び人員の2点についてお答えいたします。

1点目の(仮称)債権管理課の組織体制については、これまでの取り組み経過を踏まえ、財政部に位置づけ、債権管理係の1係を予定しております。

主な所掌業務といたしましては、一般会計では個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、保育所保育料、放課後児童育成料、実籾第一土地区画整理事業清算金につ

いて、特別会計では国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料並びに公共下水道事業受益者負担金及び下水道使用料について、これら強制徴収公債権に係る過年度分の滞納整理などにかかわる事務を予定しております。あわせて、市の債権を所管する各所属に対する指導・助言など、全庁的にわたる市債権、これは公の市に対する債権の市債権の保全を図っていくことを予定しております。

次に、2点目の人員についてお答えいたします。

(仮称)債権管理課の所掌業務の実施に当たっては、機動力を発揮しながら迅速かつ的確な対応が求められることから、職員構成といたしましては、課長、係長、税務経験を有する職員や差し押さえ等の専門知識を有する国税局等の出身者の配置が必要と考えております。

なお、人員及び人員配置につきましては、定員適正化計画を考慮しながら決定してまいります。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◎教育長(植松榮人君) それでは、小川議員からの一般質問になります特別支援教育について、これまでの定例会などで答弁のあった1学校1特別支援学級、特別支援学級への専門教員の配置、特別支援学校分校の設置の3点について、その進捗状況を伺うという御質問にお答えをいたします。

まず初めに、1学校1特別支援学級設置についてお答えをいたします。

現在、特別支援学級は、小学校12校、中学校4校に設置されておりますが、障がいを持つ児童・生徒も自宅に近い地域の学校で教育を受けられる環境を整えることが望ましいことでもあります。そこで、教育委員会では市内各学校の特別支援学級の状況を調査し、今後の児童・生徒の動向から特別支援学級の新たな開設を考えております。

次に、特別支援学級の専門教員の配置についてお答えをいたします。

障がいのある子ども一人一人に適切な指導・支援を図るため、特別支援学校教諭免許状を保有することは必要なことと考えております。現在、市内の特別支援学級担任は49名おりますが、その中で特別支援学校教諭免許状を保有している教員は21名で、保有率はおおよそ43%となっております。

教員の任用と配置につきましては、千葉県教育委員会で行っておりますが、習志野市教育委員会といたしましても、県教育委員会と連携・協力して保有率の向上に向け、免許状を保有していない教員に対し免許状取得のための認定講習受講を促してまいりました。このことにより、今年度は14名の教員が実際に受講中であり、そのうち5名は既に必要な単位を取得し、現在、免許認定の申請中であります。今後もさらなる免許状保有者をふやしていくため、努力をするとともに、千葉県教育委員会に対しても保有者の配置について強く要望してまいります。

最後に、特別支援学校分校の設置についてお答えをいたします。

特別支援学校分校を開設することで通学の負担を軽減することと、適切な人員配置により、特別支援教育のセンター的機能を生かした本市の特別支援教育の拠点として特別支援学校の教員から障がいに対する専門的な助言を受けられることなどの推進を図ることが出来ます。以上の理由から、教育委員会では、これまでも千葉県に対して特別支援学校分校の開設を要望してまいりました。現在、八千代特別支援学校習志野分校を平成27年度に開設すべく、千葉県教育庁県立学校改革推進課と検討を進めております。

以上、1回目の答弁といたします。

◆24番(小川利枝子君) はい。市長、教育長、御答弁ありがとうございました。

それでは、通告に従いまして再質問をさせていただきます。

初めに、次世代育成支援対策行動計画でございます。

まず、先ほどの市長答弁で子どもの目線からの意見を積極的に取り入れて次期計画に反映しようとするこの姿勢、これに対しましては高く評価をさせていただきます。また、市長答弁では、これまで100を超えるさまざまな事業を実施してきた、このようにございました。ただ、これからは子どもというこのキーワード、それだけ羅列するだけの計画ではいけない、このように思っております。本市において本当に子育て支援にとって何が有効なのか、そういうことを絞り込んでいく、そのための調査だと思いますが、このような検証が本当に今必要であると考えます。

しかし、1点気になるのは、本年度既に実施されているアンケート調査、インタビュープレ調査、そのことについてでございます。段階を踏むことは決して否定はいたしません。しかし、なぜこのような調査が必要なのか、またなぜ対象となる高校生が市内在住とは限らない習志野高校生なのか、そして本市のホームページに公表されているスケジュール、これを見ますと、既にこの結果分析が完了していることになっております。なぜその点について、先ほどの答弁で触れられていないのか、そういういろいろ感じる場合がございます。

以上のことを踏まえて、現在の取り組み、状況等についてお尋ねいたします。

◎子ども部長(野中良範君) はい。子育て支援計画につきまして、何が有効か絞り込んでいくべきではないかという観点で、現在、私ども取り組んでおります子ども満足度調査のプレ調査、この計画が若干おこなっているのではないかとというようなことについて御説明をさせていただきます。

先ほど市長のほうから次世代行動計画の評価を申し上げましたけれども、やはり本計画の傾向を見てみますと、乳幼児の支援と学齢期の子どもへの支援と比較いたしますと、どうしても乳幼児のほうに力を入れているということがわかってまいりまして、今般、学齢期の子どもが抱える問題について、そういったものに焦点を当てて取り組むということが必要ではないかという考えを持っております。

そこで、プレ調査でございますけれども、これはプレテストと申しまして、来年度市内全校の小学5年生、中学校2年生、高校2年生、これらの全校の本格調査を実施するものでございます。プレ調査としては、その本格調査に向けまして、しっかりと質問内容、方法を固めるという意義がございます。

この満足度調査の方法論につきましては、いろいろと議論がございまして、私どもも腐心しているところでございます。1つとして、そういったことがございますので、昨年度の次世代協議会の場で質問項目、質問方法について作成をしているところでございます。2つ目として、アンケート調査に加えまして、インタビュー調査というのを両輪で調査をしたいと思っております。インタビュー調査は直接お子さんに聞くんですけれども、満足度をはかる調査方法の一つとして非常に有効な方法だというように考えております。

このプレ調査におけるインタビュー調査につきましては、小学校2校、中学校1校、習志野高校1校、それぞれ五、六名の児童・生徒を対象に実施をしたいと思っております。なお、これは若干おこなっておりますけれども、現在、アンケート調査を全て回収できまして、今月のインタビュー調査の準備を

進めているところでございます。

なお、御指摘の高校2年生の調査の件でございますけれども、市内在住の高校生にお願いしたいと考えているところでございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。作業がおこなわれていることや高校生の調査方法につきましては、了解いたしました。

ただ、おこなってしまったことは仕方がないといいたしましても、次年度の予算編成をしている現在、アンケート調査、インタビュープレ調査は子どもの満足度調査を実施する前段階であることを認識していただきまして、予算編成に間に合うよう、今後しっかりと取り組んでいただきたい、このようにお願いいたしております。

また、ホームページは市政の広告塔でございます。常に市民の目に触れるんだという、こういう意識を適時持っていただきながら、適時修正を加える、そして正しい情報を発信していただきたい、このように指摘をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、予算要求にもかかわることですが、今現在、どのように子どもの満足度調査、つまり全数調査を実施するのか、そのお考え等、その点について伺わせていただきます。

◎こども部長(野中良範君) はい。全数調査、本格的な調査をどのように進めるのかということでございますので、その質問にお答えをしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、プレ調査、プレテストは来年度の全数調査に向け、しっかりと内容を固めるという意義がございます。これにつきまして、やはり今後も次世代育成協議会の場にその結果等を報告して、3月までにきちんと内容を固めて取り組みたいというふうに考えております。

新年度に計画しております全数調査の時期及び内容につきましてのスケジュールは、現在検討中でございますけれども、大体総数全員4,500人ぐらいを対象に業務委託による調査を考えているところでございます。

◆24番(小川利枝子君) ありがとうございます。ぜひ計画どおりに実施でき、次期計画には多くの子どもの声が反映されることを期待いたしております。

次に、さきの第3回定例会でも取り上げた次世代育成支援対策行動計画の周知についてお尋ねしたいと思います。

昨年度、こども政策課が実施した乳幼児のいる市内の全家庭に対するアンケート結果から、本計画の認知度の低さ、こういうものが確認されました。原因としては、情報の送り手側、また受け手側、その双方に問題があると想像されますが、その一つとして、先ほどの子どもを対象とした調査と同様、保護者の意見を反映する調査、こういうものがなかったからではないかと私は考えます。

そこで、今後、保護者を対象とした調査などを実施する予定があるのか、その点についてお伺いいたします。

◎こども部長(野中良範君) はい。今後、保護者を対象とする調査はないのかという御質問にお答えをしたいと思います。

御指摘のとおり、子どもの発育・発達支援に関するアンケート調査によりますと、次世代育成支援対策行動計画あるいは健康施策、これらの認知度につきまして尋ねたところ、6割の方が知らないという結果が出ております。私どもとしては、やはりわかりやすい情報の提供を図って、今後も周知に努めることが必要だと再認識しているところでございます。

そこで、これは12月補正予算にも審議をいただく予定でございますけれども、27年4月施行予定の子ども・子育て新システムを見据えまして、子育て支援に関するニーズ調査を実施したいと考えております。また、今後行われます次世代育成支援対策行動計画のアンケート調査、これらにつきましても保護者の意見を捉えていきたいというふうに考えております。

また、その調査だけではなくて、今後市民の皆様が認知できる周知の方法について、これは具体的にいろいろな場面を使いまして把握していきたいというふうに考えております。

◆24番(小川利枝子君) ありがとうございます。

正直なことを申し上げれば、こうした調査は大変手間がかかる、このように思っております。十分承知いたしております。でも、これは一石二鳥だと思います。行政が気づかなかったアイデア、そういうものがお母様たちから聞けるだけではなくて、保護者からすれば、自分の子自身の意見、そういうものが取り上げられて、本当にたとえわずかでも習志野市の計画に反映されている、そういうふうにして思えば、本計画に愛着も湧きますでしょうし、これが周知にも結びつきます。何といても女性のロコミ、母親のロコミ、これにまさるものはないと思っております。部長答弁にございましたように、ぜひ意見を聞いていただきながら、できるところから積極的に進めていただきたい、このように思っております。よろしく願いいたします。

最後に、もう一点、5歳児健診についてお尋ねいたします。

現計画においても、子どもに係るこれまでのさまざまな調査等でも、多くの保護者が悩み、不安を抱くのが乳幼児期でございます。先ほども部長の答弁の中で、今やはり一番乳幼児期、ここに係る支援が必要なんだという、そういう御答弁がございましたけれども、この乳幼児期に、とりわけ今度そこから就学ということで大変大きな節目として位置いたしております。これは障がいがあるとかない、そういう有無に関係ないはずでございます。

そこで、次期計画への反映の是非は別といたしましても、子どもの施策を所管するこども部として、就学前の子どもを持つ保護者に寄り添うべく、5歳児健診の必要性についてどのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

◎こども部長(野中良範君) はい。5歳児健診の必要性についてどのような意見を持っているか、考えを持っているかということについてお答えをしたいと思います。

先ほど御指摘のございました子どもの発育・発達支援に関するアンケートを見ますと、幼児期の後期、これにおきまして、集団生活の中で個別性が非常に顕著になりやすい時期であるので、やはり子どもの言葉ですとか対人関係ですとか発育とか、多岐にわたって保護者が悩んでいることがわかりました。

このような中で、保護者にアンケートをとってみますと、3歳児のときに受診を勧められた、31.3%、それから1歳半のときが23%と、子どもの発達を確認できる節目となる時期に専門機関への相談、受診勧奨、これが受けられたというお答えが多くございました。本市では、この時期以外にも幼稚園や保育所の先生が子どもの発達について指導するという場面もありまして、このアンケート調査ではこれらの時点でのアドバイスが非常によかったという自由記述も複数ございました。このように早い時期に健診あるいは毎日通園している施設の職員が背中を押すといったことが非常に重要なポイントであるかなというふうに思います。

そうやって考えますと、やはり就学前の5歳児につきましても、非常に重要な時期であるかなとい

うふうに思います。子どもとしては、3歳児健診から学齢期にかけて途切れることなく利用できる子ども保健・福祉の支援システム、こういったものを一層充実する必要があるのではないかな、検討課題ではないかなと考えているところでございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。ただいま大変前向きな見解を伺えたものと受けとめさせていただきました。

従来、小学校では入学前に就学時健診、これを実施しております。就学直前になって発達面での問題が発見される、あるいは見過ごされたまま入学に至る、こういうことが多々ございます。また、大変今、発達障がいということが周知されてきてから、そういう状況が見受けられます。そして、受け入れた学校側がその対応に大変苦慮するケース、こういうものが多くなっております。

三重県の菰野町ですが、そうしたことを踏まえて、5歳児程度で、やはり発達面での問題などがわかることが重要だと。直前ではなく1年前、そのぐらいからしっかりと見て入学の準備をさせてあげる。その必要性ということで、5歳児健診という名前ではなくて5歳児観察会、そういう名称で本年スタートして、子どもの発育を支援しております。

ただいまの御答弁からもそうですけれども、この5歳児健診ということにつきましては、保健福祉部との連携、調整なくしてはできないことである、このように認識しております。こども部におかれましては、市民の声を聞くことはもちろんですが、市役所内での連携、これも大変大切にさせていただきながら、ぜひ次期計画が身近で実効性のあるものとなるよう御尽力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

以上でこども部への再質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に、ひまわり発達相談センターについて再質問いたします。

先ほどの市長答弁から、感覚的ではございますが、私もこの発達支援システム運用協議会同様、おおむね順調であるとの印象を持ちました。特に、実績の実人数からしますと、多くの市民が利用していることが確認できました。また、今後の口コミ、そういうものを想像いたしますと、もっと実績が上がるのではないかと大変期待をいたしております。

しかし、一抹の不安もございます。それは、先ほどの答弁には、評価についてメリットばかりでデメリット、すなわち具体的な問題点、その指摘が全く見受けられなかった、このことに私は大変不安を感じます。前身が言語療法施設、ひまわり学園であったとはいえ、新しい施設、そして新しい組織で運営したこの8カ月間でございます。全く問題はなかったのでしょうか。そうであるとしたら、真実が見えていないのではないか、そういう不安にも駆られます。

そこで、発達支援システム運用協議会がおおむね順調、このように評価を下した内容、具体的にどのようなものだったのかお伺いいたします。

◎保健福祉部長(若林一敏君) はい。お答えをいたします。

ひまわり発達相談センターの運営に対する発達支援システム運用協議会の評価の内容についてという御質問でございます。

10月17日に開催をいたしました協議会では、センターの実績につきまして、協議会の最終報告に示されました利用見込みと比較をいたしまして、特に巡回相談に伴う実績が高いことが評価され、センターに来所できない子どもにおいても生活実態に即した支援の成果が期待できるとの御意見をいただいたところでございます。また、今後のセンターの運営に対しましては、協議会の最

終報告書に示されていますセンターのあるべき姿の実現に向けた方針と段階的なスケジュールを明確に示したことに対して評価をいただいたところでございます。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) ありがとうございます。この場では詳細について今回はお聞きいたしませんでしたが、わかりました。そして、発達支援システム運用協議会の役割もできました。

そこで、ではなぜこのたび新たな評価委員会を立ち上げる必要があるのでしょうか。発達支援システム運用協議会との差別化、こういうものはどのようになっているのか。現在、評価委員会について検討されている内容についてお伺いいたします。

◎保健福祉部長(若林一敏君) はい。お答えをいたします。

ひまわり発達相談センターの運営に対する今後の評価を進める体制につきましては、発達支援システム等検討協議会の最終報告書におきまして、子どもを取り巻くさまざまな立場の支援者による客観的な評価に基づくべきとの認識のもとに、外部評価委員会の設置について研究がされております。また、ひまわり発達相談センターの設置目的は、成長、発達に課題を抱えている子どもであっても、保護者とともに地域で安心して生活することができるようにすることでありますことから、この地域で安心して生活できるということを実現させていくためには何よりも当事者や保護者の願い、意思を地域社会が正しく受けとめ、尊重し、ともに支え合っていくことが肝要だと考えております。

したがって、今後の発達相談センターの運営を評価し、その方向性を見定めていくためには、専門家の視点に加えて、当事者や保護者あるいは地域でさまざまな支援に当たっておられる方の考えをしっかりと受けとめていく体制を整える必要があると考えております。さらに、この評価委員会では、子どもと保護者が地域で安心して生活を送るために、地域、市民、関係者、行政、それぞれが協働して果たすべき役割についても十分に協議を深めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。ただいまの部長答弁の中に、地域、また協働という言葉がございましたが、ある意味、特殊な施設であるこのひまわり発達相談センターにはどこまでそれが必要であるのか、またどのように定着させていくのか。御答弁にもございましたが、そういう点も踏まえながら、十分に協議を重ねていただきたい、このように思っております。

そこで、以前より提案しているとおり、実践にしても、また評価にいたしましても、就学前児や就学児を対象としているひまわり発達相談センターでは、教育現場との連携、こういうものが不可欠であり、しっかりと連携、これが求められているところでございます。これからひまわり発達相談センターとしては、初めての就学時期、これを迎えるわけでございます。教育委員会や教育現場との連携強化、こういう強化に向けてどのような方針で臨むのか、また具体的な施策をお持ちかどうか、その点についてお伺いいたします。

◎保健福祉部長(若林一敏君) はい。ひまわり発達相談センターと教育委員会の連携強化に向けた方向性と、検討している具体策についてお答えを申し上げたいと思います。

来年度、ひまわり発達相談センターでは、教育委員会との連携のもとに、就学期の子どもに対する相談支援の充実について、特に次のような点について取り組んでまいります。

1点目は、個別支援計画の確実な引き継ぎであります。支援を必要とする子どもが小学校へと就学しますと、生活環境が大きく変わることから、乳幼児個別支援計画により小学校に確実に引

き継ぎがなされる必要がございます。そこで、現在、個別支援計画作成及び運用に関する実施要綱や引き継ぎのフロー等を示した実施要領を定めるなどして、引き継ぎの体制を整えているところでございます。来年度は、この引き継ぎをもとに、各小中学校でスムーズに個別の教育支援計画の作成がなされるよう、乳幼児期と就学期共通の個別支援計画のパンフレットを作成するなどして、教職員や保護者への啓発を進めるとともに、センターの専門職が直接学校に出向くなどして、担任とのコミュニケーションを深め、情報の共有と支援方針を検討する機会を積極的につくりたいと考えております。また、就学期の子どもの相談支援については、学齢期及び青年期における子どもの心の健康に関する高度な知識、スキルが必要ですので、積極的に研修に参加し、センター職員の能力向上にも努めてまいります。

2点目は、肢体不自由のある子どもに対するケアの拡充です。

センターには教育委員会にはいない理学療法士や作業療法士等の医療専門職がおりますので、この人的資源を最大限活用し、子どもの身体機能の維持・向上を図る個別指導を就学期の子どもにも実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。

教育長、そして学校教育部長、今の保健福祉部長の答弁は、教育委員会に対する保健福祉部からの、私はある意味、プロポーズであると理解いたしました。いかがでしょうか。ぜひ受けとめていただきたいと私は強く、切に思っております。そして、保健福祉部には福祉や教育現場がセンターに何を求めているのか、ぜひ子ども部を含む教育委員会と、それから健康福祉部、関係するところ、こういう双方が理解し合い、そして子どもを中心とした、より強い連携へと発展をさせていただきたい、このように切に切に思っております。この点は強く要望しておきますので、どうぞ受けとめていただきまして、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に、教育委員会への再質問に移ります。

特別支援教育についてですが、先ほどの教育長の答弁からは3つの課題、いずれもまだまだこれからなのかなといったところでしょうか。しかしながら、歩みは遅々としてはいても、前進していることについては、私は評価をさせていただきます。

そこで、再質問ですが、今回は1点お尋ねをさせていただきます。先ほどの教育長答弁では、自宅に近い地域の学校で教育を受けられる環境を整えることが望ましい、それから今後の児童・生徒の動向から特別支援学級の開設を考えている、このようなことでもございました。現在の本市の特別支援学級の状況を勘案して、具体的に今どのような取り組みをされているのか、その点について確認をさせていただきたいと思っております。よろしく願いします。

◎学校教育部長(辻利信君) 今後の特別支援学級の開設に向けて、具体的な取り組みについてということについてお答えいたします。

現在、市内特別支援学級に在籍している児童・生徒数を見ますと、第二中学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する生徒数が40名というふうに多い状況にあります。その第二中学校の生徒の中で第四中学校区から通っている生徒の数は7名と、最も多い状況になっています。さらに、平成25年度の生徒数という視点から考えますと、第四中学校区にあります東習志野小学校、実花小学校、その中の自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍して、今年度そこを卒業する第四中学校区在住の児童が6名おります。

このようなことを考えますと、平成25年度は第四中学校区に住んでいる生徒が12名というふう
に多くなってまいります。そこで、第四中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を開設するこ
とが必要であると考えておりますので、現在検討しているところでございます。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。ただいま御説明がございました自閉症・
情緒障がい特別支援学級の実情からして、第四中学校への新設は条件としては十分過ぎると思
われますし、また保護者も納得して、また大変期待をしていることと思います。ぜひ次年度開設に
結びつけられますよう、引き続き御努力を重ねていただきたいと思います、このように思っております。

そして、1学校1特別支援学級、これは大変期待をしているところでもございます。今回、次年度
は1学級ということで、それをしっかり行っていただく、それでよろしいと思いますけれども、ぜひこ
の設置をし続ける、歩みをとめない、このような思いでぜひ今後も子どもたちの支援につなげてい
ただきたい、このように思っております。どうぞ教育長、よろしく願いいたします。ありがとうございます
でした。

それでは、最後に、債権管理について再質問いたします。

総括質疑、また昨日の一般質問にも多くの議員から質疑がございましたことから、私のほうから
は端的に2点についてお尋ねをいたします。

まず1点目、これは運用面についてでございますが、(仮称)債権管理課では各所属に指導・助
言していく、このようなことでございます。各所属に指導・助言していく、これは具体的にどのような
ことを計画しているのか、この点について確認をさせていただきます。

◎財政部長(白川久雄君) はい。お答えいたします。

各債権を所管している所属課に対する債権管理課の指導・助言ということでの御質問でござい
ます。

指導・助言につきましては、大きく分けて3点ほど考えてございます。

まず第1点目でございますけれども、滞納発生後におきます速やかな督促手続への移行でござ
います。この督促手続への移行につきましては、滞納発生初期の迅速な手続として、累積滞納の
防止につながるということが、まず第1点でございます。さらには、この督促手続がその後の滞納
処分にかかわります法的な必要条件ということになるものでございますので、このことに対する周
知徹底を図っていきたいということでの第1点でございます。

第2点目でございますけれども、各債権の所管が行います現年度課税分におきます納期にお
きます納付の徹底でございます。これにつきましては、滞納が蓄積していく前に、さらには滞納の
初期段階において有効な手段になるというふうにご考えてございます。納税勧奨としての電話催告
もしくは自主納付に結びつく対応ということで、催告書の発送時期などについて指導・助言等をし
ていきたいと、そのように考えてございます。

第3点目、最後でございますけれども、これにつきましては、昨日も御答弁申し上げましたけれ
ども、台帳整備を含む適正な債権管理ということでの対応でございます。滞納発生後につきましては、
それぞれ現状は各債権を所管する部署が対応しているところでございますけれども、適正な債権
管理の実施ということで台帳の整備方法もしくは活用方法、これに基づく債権回収にかかわる対
応として、個々の生活実態に応じましたさまざまな事情がそれぞれございますから、総合的な対応
として指導・助言を行っていく中では参考となる整備でございます。台帳でございますので、その後

の効率的・効果的な債権回収方法の助言として、これらについても徹底してまいりたいというふう
に考えてございます。

その他でございますけれども、滞納者に対します納付相談でありますとか財産調査、さらには滞
納処分、それに加えて、このたび提案をしてございます債権管理条例、これについても、それ
ぞれの債権の所管課に対しての周知・理解、これがまた必要不可欠でございますので、これらに
対する研修等も実施をしていきたいというふうを考えてございます。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。ぜひ着実に実践していただきたい、この
ことをまず申し上げさせていただきます。このことは私個人の思いではなくて、債権を有する部署、
その部署が以前より欲していたことでございます。そして、それが今日まで実践されてこなかった、
このように私は受けとめております。ただいま具体的な方針、それを打ち出されたわけですから、
迷うことなく突き進んでいただきたい、このように思います。

ただ、その中で1点不安なこと、これは誰が実践するのか、そういう問題がございます。このこと
は以前から私はあらゆる場面で何度もこの指摘をさせていただいておりますが、職員間での指
導・助言、こういうものは容易なことではございません。それ相応の職員が実践をしていかなけれ
ば馬耳東風にもなりかねない、こういう私は不安を感じております。(仮称)債権管理課を組織する
に当たりましては、配属する職員について、先ほど課長等、市長のほうから御答弁ございましたけ
れども、経歴や実績、役職などを十分配慮していただくことを強く要望しておきたいと思いま
す。

また、あえて提案させていただくとすれば、他部署との指導・助言、ある意味交渉と申しましょ
うか、そういうことも含まれると思うんですけれども、(仮称)債権管理課の長、大変重要になる、この
ように思います。こういうことを私が申し上げることははばかれますけれども、それこそ相応の立
場の方を宛がうこと、これも一考に値するのではないのでしょうか。その点、ぜひよろしく願いた
します。

次に、2点目は債権管理の根幹に関することでございます。

本市の債権管理に係る基本方針をどのように打ち出していくのか、またさきに示された市営住宅
家賃等に係る債権管理適正化方針、都市整備部のほうで打ち出しました、それとの整合について、
それはどうなっているのか、これらについて伺いたします。

◎財政部長(白川久雄君) はい。お答えいたします。

さきに都市整備部が策定いたしました市営住宅家賃等にかかわります債権管理適正化方針と
の整合性ということでお答えをさせていただきます。

その内容でございますけれども、適正化方針の中では、その目的として、これまで積極的に取り
組んでこなかった明け渡し請求や連帯保証人への請求に本格的に着手するとともに、納付相談
や分納制約においても、より適正な手法をとることにより徴収率向上及び滞納繰越額の減少を目
指すためというふうの規定をさせていただきます。つまり、私債権でございます市営住宅の使用料並
びに同駐車場の使用料、これにつきましては、適用は民法のほうが適用されます。この適用にお
いて、不当な滞納事例につきましては、明け渡し請求訴訟などの対応が必要、法手続が必要とな
ります。このことから、これまでに行ってきました督促状、催告状並びに納付相談等を明文化する
中で、市営住宅家賃等にかかわります債権を適切に管理する必要があるという状況の中で、この
方針が策定されたというふうにご報告いたします。

そこで、債権管理条例に係る関連でございますけれども、これらの考え方につきましては、このたび提案をしている条例に基づき、基本的な考えは同一にするものでございます。したがって、今後においても同一補助という形の中での対応ということになります。

次に、御質問がありました本市の本来あるべき債権管理の姿ということでございますけれども、これにつきましては、現在債権を所管している部署がそれぞれの規定に基づき、備品台帳、整備台帳等をつくっているところでございます。これらの個別の債権管理につきましては、全庁にわたる債権管理の保全上、決して今の状態が好ましい状態であるとは言えません。したがって、今後統一化した中での債権管理の適正な管理が必要という状況の中で、このたびの条例の提案によりまして督促もしくは滞納整理等の処理基準の明確化もしくはこれらに係る手法の共有化、さらには全職員によります共通認識としての適切な徴収事務、これらに努めることが今後の滞納者に対する公平かつ統一化された、もしくは細やかな対応が図れるのではないかとこのように考えるところでございます。

あわせて、私法上の債権でございますけれども、これにつきましては、現状著しい生活困窮もしくは破産などによって将来にわたっても債権回収が厳しいというような状況が見込まれることがございます。しかしながら、この債権につきましては、長期間この部分についての債権は放棄できません。いわゆる債権を保有していかなきゃいけないという状況があり、滞納整理としてはなかなか進まない状況下が現実としてはございます。したがって、今回この条例を提案申し上げることによりまして、一定の条件に基づき、債権放棄ができるというような取り扱いとして提案をさせていただくものでございます。

そこで、この債権管理条例に基づきます全庁的な債権管理の取り組みということで、職員の問題意識の向上も当然ここで図られるというふうに考えます。あわせて、各種債権の所管部署での滞納対策の取り組みの明確化、さらには一定指針に基づく効率的な対応ということもこの条例により図られていくというふうに考えてございます。

さらには、今後の一番の懸案事項でございます、払える資力があるにもかかわらず滞納している方々、これらにつきましては、実際に督促のみならず、実質的な、今度訴訟等も視野に入れた形の中での対応が進められていくというふうに考えているところでございます。

あわせて、これまで各課が抱えておりました各課の困難な事例もしくは高額案件、これらにつきましても、来年予定してございます債権管理課によって業務移管をしていきたいというふうに考えてございます。このことにより、現状各課で対応している個々の生活実態に合わせました御相談等につきましては、そのことにより、より一歩踏み込んだ相談体制ができていくのかなというふうにも考えてございます。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。御答弁ありがとうございました。財政部長から債権管理条例と、それから市営住宅家賃等に係る債権管理適正化方針、これとは考え方が一致している、そういう答弁をお聞きしまして、ダブルスタンダードではない、そういうことが確認でき、まずは安堵いたしました。

また、それと同時に、ならばなぜ最初から一本化しなかったのかと、その疑問がまず1つ、私にはございます。また、2つ目、徴収や放棄、そういうものが中心で、多重債務者などの生活再建、こういう考えが盛り込まれていないことへの不満です。この2つが残りました。

何か条例ができれば何でも変わる、できる、このような感じの御答弁にも、言い方が意地悪に聞こえるかもしれませんが、そのようにも聞こえました。そうではなく、条例ができた、そしてそこからどうしていくのか、そこから始まりますし、そこを変えていくのもやはり人であると、このように思っております。これらにつきましては、大変重要なことであると私は考えておりますことから、今後も随時確認をさせていただきたい、このように思っております。

しかし、いずれにいたしましても、まずは条例を制定し、これから始まるわけでございますから、ぜひ全庁で一致団結して取り組んでいただきまして、よりよいものへと修正を加えていただきながら、本市の債権管理を実践していただきたい、このように思っております。大変期待をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、11月24日付の朝日新聞に、多様な人材を生かすダイバーシティ推進のシンポジウム、この模様を伝える大変興味深い記事が掲載されておまして、私も本当に興味深く目を通しました。パネルディスカッションには横浜市長、それから日産自動車、ローソンの社長、神戸大学大学院の教授が登壇されて、いろいろなところから議論が交わされておりましたが、究極は、今、人がいかにやはり重要か、また多彩ないろんな人たちをどこに活用していくのか、本当に人をどうやって使いこなしていくか。言い方は悪いんですけども、本当に人の不足する時代、また財源のない時代、そういう部分の中でいろいろと人を使って工夫をしていく、そういう部分、人を生かしていく組織づくり、そういうものにやはり尽きるんだと、私はその感を再認識いたしました。

その中で、特に私が感じた言葉を羅列しますと、ぜひ後ほど市長にも一読していただけたらと思いますけれども、その中で、今、役所のおもてなしの精神が必要である。これはある意味、きめ細かな、さまざまな個別の、本当に奥に入っていく、そういう支援が求められている、そういう部分の中で窓口サービスから接客していかなくてはいけない、私はそういうことであると受けとめました。また、顧客のタイプやニーズが多様になっているのに、商品やサービスを提供する側に多様性がなければ対応ができないんだと。そして、この多様性の実現はトップ次第である。誰に入ってもらうか、それを政策的に変えれば組織は変わるんだ。それから、多数派でない人が意見を言える環境をつくることで組織は変わる。また、地方行政とは毎日の暮らしそのものをお守りする仕事である。そして、非常にきめ細かく生活をお守りすることが求められている。政策決定の場で男女両方の視点がこれからは大事なんだ。そして、何より本気でやろうというスタンスをトップが明確に示すことが重要なんだと、そのようなことが挙げられていたかと思えます。

少子化、高齢化が進み、人口減少へ今突入している時代にありまして、やはりまず市民サービス、ニーズに応えていくためには、よりよい組織づくり、そして人づくりからである、このように思います。習志野市は、将来を見据えて自治体経営を目指しております。ぜひ一読していただきまして、今後の本市のまちづくりの参考にしていただけたらと思っております。

いずれにいたしましても、今後とも一人一人を大切にすまちづくり、やはりそこがポイントなのではないかと私は思っております。公明党は、結党より半世紀がたちました。一貫して大衆とともに掲げて、生活者とともに歩んでまいりました。今回も一人一人を大切にす社会、これを目指しながら日本再生へということで臨んでおるところでございます。ぜひ習志野市におきましても一人一人を大切にすまちづくりをお願いしたいと思えます。

まだちょっと時間があるようですので、もし何か市長、ございましたら、お言葉をいただけるとありがたいです。よろしくお願いいたします。

◎市長(宮本泰介君) はい。ありがとうございます。

今、いろいろな質問を伺っております、本気であること、少数の意見をしっかりと聞くこと、そして何よりも市長のリーダーシップというようなお話がありましたが、まさしく小さな意見を逃さず、いろいろなことに対して立ち向かっていくということにつきましては、この議会も本当にそうですけれども、習志野市というのは、この議会も本当に一丸で市政に対して取り組んでいこうという姿勢が全国的にも大変発信されている習志野市議会だなというふうに思います。そういった議会を先頭に、市民の皆さんの小さな声というものをしっかりと聞いていくということは、これは習志野市の伝統だと思っております。

あと、本気になっていくと。これはもちろんのことではありますが、今、情報化社会の進展に伴う多様化、複雑化の中にあって大切なことというのは、私たちの情報もしっかりとお伝えをしていくことだろうというふうに思っています。そういうことの中において、どうしても市民の皆さんの要望、要求に対して職員がお答えをするということになりますと、やや画一的な答え方に終始する場面が多くございます。

そういうことの中で、やはり私が直接総責任者として出て行って、そして私の考え方をしっかりとお示して、皆さんと交換をしていくという、そういった直接的なことというのも重要であろうというふうに思っております。そういうようなことからタウンミーティング等も実施しているわけでありましてけれども、この姿勢というのが私の姿勢でありますし、また千葉県内に面積で言うと、たった0.4%しかない、人口でいうと2.5%しかない、そんな小さな町なんですけれども、しかしながら人口密度が非常に高い町、小さくて結束力のある町、これを生かす大きな一つの特徴として、私の機動力というものがあると思いますので、しっかり私を先頭に、小川議員からきょういただいた質問に対してお応えをしていきたいと、この気持ちを新たにしたところでございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。市長、ありがとうございました。

ともかく将来を見据え、次世代の子どもたちへ残すべく、また一人一人を大切にすまちづくりを目指し、全力で取り組んでいただきたいと思いますと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。